

公益社団法人日本口腔インプラント学会 相談役規程

平成28年9月16日制定

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）の運営において、永年にわたり顕著な活躍をされた者の経験、知識及び見識を本学会運営・活動に資するための相談役に関しては、この規程に定めるところによる。

(相談役)

第2条 理事長は、必要に応じて理事会の決議を経て相談役を置くことができる。

(会議出席及び議決権)

第3条 相談役は、理事長の要請により本学会理事会等（以下「会議」という。）に出席することができる。ただし、議決権の行使はできない。

- 2 会議への出席は、理事長がその協議事項の内容により要請する。
- 3 相談役は、会議において理事長からの諮問に対し意見を述べる。

(報酬)

第4条 相談役の報酬は、原則無報酬とする。

(旅費)

第5条 相談役の旅費は、本学会の旅費規程により支給する。

(任期)

第6条 相談役の任期は、本学会役員任期の当該期の期間とする。

(補則)

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、平成28年9月16日に制定し、同日から施行する。